

報道関係者 各位

令和7年10月16日

【照会先】

和歌山労働基準監督署

副 署 長 大島 欣久

○第二方面主任監督官 岩本 章裕

(電 話) 073 (407) 2200

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ドラグ・ショベルのバケットに接触して死亡～

和歌山労働基準監督署（署長 さいかひでもと 雑賀秀元）は、本日、こうえいけんせつこうぎょう 光永建設工業株式会社ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年4月10日、和歌山市内の工事現場において、ドラグ・ショベルを用いてコンクリートの基礎を撤去する作業を行わせるに当たり、運転中のドラグ・ショベルに接触するおそれのある箇所に、当該作業に従事する者の立ち入りを禁止していなかった疑い。

1 被疑者

（1） 光永建設工業株式会社

本店所在地：和歌山県和歌山市湊

事業内容：土木工事業

（2） 光永建設工業株式会社 現場責任者 A

2 違反条文、罰条（条文内容は別添参照）

被疑者光永建設工業株式会社、被疑者 A とともに、

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第158条第1項（車両系建設機械に係る接触防止措置）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 労働災害の概要

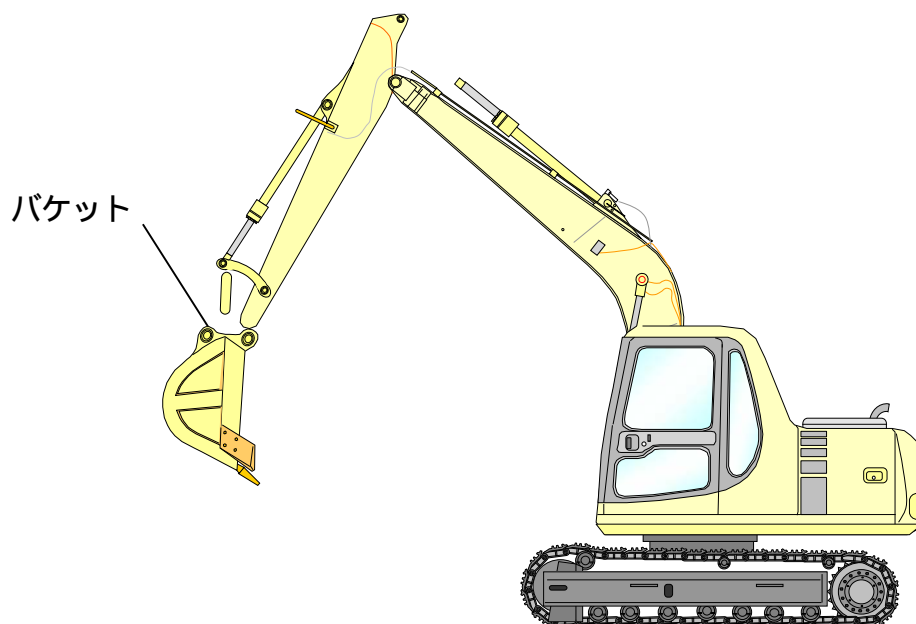
令和7年4月10日、和歌山市内の工事現場において、ドラグ・ショベルと工具を用いてコンクリートの基礎を撤去する作業中、運転中のドラグ・ショベルに接触する危険が生ずるおそれのある箇所に、当該作業に従事する労働者Bが工具を取りに行くため立ち入ったところ、動きだしたドラグ・ショベルのバケットと労働者Bが接触し、労働者Bが死亡したもの。

4 参考資料

(1) 別添 関係条文

(2) ドラグ・ショベルについて

「ドラグ・ショベル」とは、下図のイラストに示すような土砂の掘削や積み込みに使用される建設機械であり、労働安全衛生法上「車両系建設機械」に分類されます。



(3) 車両系建設機械の接触防止措置

車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触する危険性がある箇所に、作業に従事する者が立ち入ることを、禁止しなければなりません。

危険性がある箇所は、機械の走行範囲のみならず、アーム、ブーム等の作業装置の可動範囲内の場所も含まれます。

立入禁止の方法は、立ち入りを禁止する旨の表示のほか、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよいこととされています。

なお、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りではありません。

労働安全衛生法 抄

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、・・・(中略)・・・、又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

第2号～第4号 略

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則 抄

(接触の防止)

第百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

第2項 略